

議案第47号

みよし市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和5年9月11日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、神経内科等を標榜<sup>ぼう</sup>するため必要があるからである。

## みよし市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

みよし市病院事業の設置等に関する条例（昭和52年三好町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「消化器科」を「消化器内科」に改め、同項第3号中「循環器科」を「循環器内科」に改め、同項中第12号を第16号とし、第7号から第11号までを4号ずつ繰り下げ、第6号を第10号とし、同号の前に次の2号を加える。

(8) 血管外科

(9) 乳腺外科

第4条第2項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 神経内科

(5) 糖尿病内科

### 附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

みよし市病院事業の設置等に関する条例の一部改正新旧対照表

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>(経営の基本)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 みよし市民病院における診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>消化器内科</u></p> <p>(3) <u>循環器内科</u></p> <p>(4) <u>神経内科</u></p> <p>(5) <u>糖尿病内科</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>血管外科</u></p> <p>(9) <u>乳腺外科</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>3以下 略</p> | <p>(経営の基本)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 同左</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>消化器科</u></p> <p>(3) <u>循環器科</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>3以下 略</p> |